

札企第564号  
樽企第175号  
岩企第344号  
江2政策第237号  
千交通第87号  
恵生生第62号  
北広企画第132号  
石企画第208号  
当企総第66号  
新総企第59号  
南ま企号  
長政第356号

令和3年(2021年)3月30日

北海道知事 鈴木 直道 殿

札幌市長 秋元 克広  
小樽市長 迫 俊哉  
岩見沢市長 松野 哲  
江別市長 三好 昇  
千歳市長 山口 幸太郎  
恵庭市長 原田 裕  
北広島市長 上野 正三  
石狩市長 加藤 龍幸  
当別町長 宮司 正毅  
新篠津村長 石塚 隆  
南幌町長 大崎 貞二  
長沼町長 齋藤 良彦  
(公印省略)

地域公共交通計画の共同作成に係る要請について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。)第五条第八項の規定に基づき、下記のとおり要請する。

## 記

- 1 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町により構成される圏域をいう。）を構成する市町村と共同して、法第五条第一項に規定する「地域公共交通計画」を作成されたいこと。
- 2 1に掲げる地域公共交通計画の作成は、公共交通事業者等の意見を十分に勘案して行われたいこと。

### 【問い合わせ先】

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課 森

TEL 011-211-2281

MAIL [ki.kikaku@city.sapporo.jp](mailto:ki.kikaku@city.sapporo.jp)